

施策2. 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援

【取組の推進方針】

追加項目案

- 重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の一体的な支援体制整備に取り組みます。
 - ・ 権利擁護支援を, 高齢, 障がい, 子ども・子育て, 生活困窮等全ての領域における本人を中心にした支援・活動の共通基盤として, その視点や考え方に基づいた支援を展開できるよう, 多機関協働のコーディネート機能を担う専門職と中核機関の連携による一体的な支援体制の整備に取り組みます。
 - ・ 権利擁護の視点による支援基盤とすることにより, 支援の質が高まるよう研修や協議の場の設定を検討します。